

川崎市都市計画審議会第28回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月3日（金）午前10時00分～午前11時15分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階 203、204会議室
- 3 出席者
 - 委員
中村会長、大沢委員、水庭委員、宮下委員、吉田委員、岩山委員、中村委員、渡部委員、大澤委員、佐々木委員、伴委員
 - 事務局
まちづくり局計画部 武藤部長
都市計画課 大場課長、吉尾担当課長
企画調整担当 玉木課長補佐
都市調査担当 張戸担当係長
都市基盤担当 市橋担当係長
- 4 議 事
立地適正化計画の策定に向けた検討について
- 5 傍聴者数 1名

川崎市都市計画審議会第28回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

(武藤部長)

それでは少し定刻前でございますけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中、都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本小委員会の事務局を務めさせていただきます計画部長の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

川崎市では脱炭素社会の実現に向けて、通年輕装勤務を実施しておりますのであらかじめ御了解をいただきたいと存じます。

次に、会議の公開につきまして、本日の小委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき公開とさせていただきます。また、本日の会議録に個々の発言者氏名を記載することをあらかじめ御了承ください。

続きまして、本日出席しております川崎市職員を御紹介させていただきます。まちづくり局長の宮崎でございます。

(宮崎局長)

宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

続きまして、今年度の川崎市都市計画審議会事務局職員でございます。改めまして計画部長の武藤でございます。

武藤でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画課長の大場でございます。

(大場課長)

大場でございます。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

担当課長の吉尾でございます。

(吉尾課長)

吉尾でございます。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

課長補佐の玉木でございます。

(玉木課長補佐)

玉木です。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

担当係長の張戸でございます。

(張戸係長)

張戸でございます。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

担当係長の市橋でございます。

(市橋係長)

市橋でございます。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

担当係長の山口でございます。

(山口係長)

山口です。よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日御出席いただいております委員の御紹介と、委嘱状の交付をさせていただきます。

川崎市都市計画審議会委員は2年の任期でございます。本年は改選期となり、公募委員以外の方々は、前期から継続されている方も含めまして、本年5月1日付で新たに委員の委嘱をさせていただいております。また、公募市民委員の方々につきましても、6月1日付で新たに委嘱をさせていただいております。議事に入ります前に、委員の皆様につきまして、タブレット端末に格納してございます新しい委員名簿の順に、まちづくり局長の宮崎から委嘱状をお渡しいたします。

委員の皆様方は、そのまま自席でお待ちくださいますようお願いいたします。

はじめに、学識経験者の皆様でございます。日本大学教授、大沢昌玄委員でございます。

(大沢委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(武藤部長)

日本大学教授、中村英夫委員でございます。

(中村英夫委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

東京農業大学教授、水庭千鶴子委員でございます。

(水庭委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

横浜国立大学教授、吉田聡委員でございます。

(吉田委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

川崎商工会議所副会頭、岩山眞士委員でございます。

(岩山委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

神奈川県宅地建物取引業協会常務理事、中村公則委員でございます。

(中村公則委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

川崎地域連合議長、渡部堅三委員でございます。

(渡部委員)

よろしくお願ひします。

(武藤部長)

また、本日はこちらの会場ではお越しいただいておりますが、テレビ会議システムを利用しての参加となっております、拓殖大学教授、宮下量久委員でございます。

(宮下委員)

よろしくお願ひします。

(武藤部長)

次に、市民委員の皆様でございます。大澤仁委員でございます。

(大澤委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

佐々木良司委員でございます。

(佐々木委員)

よろしくお願いいたします。

(武藤部長)

伴行江委員でございます。

(伴委員)

よろしくお願ひします。

(武藤部長)

本日欠席されております委員の方につきましては、御紹介だけさせていただきます。川崎市農業委員会会長、小川耕平委員、川崎市全町内会連合会副会長、中川潔委員でございます。

また、本日は都市計画マスタープラン等小委員会委員のみの御出席でございますので、本日御出席でない審議会委員の方々につきましては、改めまして審議会の中で御紹介させていただきます。

続きまして、まちづくり局長の宮崎から御挨拶を申し上げます。

(宮崎局長)

おはようございます。改めまして、まちづくり局長の宮崎でございます。本来であれば、福田市長から直接委嘱状を交付させていただくところでございますけれども、公務の都合がございまして、私からの代理とさせていただきます。川崎市の都市計画に引き続き御協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いたします。

ちょうど今年、都市計画審議会、第100回を迎えることとなります。平成12年の法改正に伴い、平成12年からの換算でございますけれども、もともと昭和初期から旧法律の国の権限のところから、だんだん地方分権が進んできました、ちょうど私、市役所入ったときが平成8年で、まさしく都市計画課でちょうどこの辺りに座ってございましたけれども、平成8年から12年までの5年間、最初に都市計画課になりましたので、そのときはちょうど今回の小委員会の題目であります都市計画マスタープラン、住民参加というのは、その当時どうやっていったらいいのかということで、大学で都市計画を専攻しておりましたので、積極的に地域の方々のところに向いて、都市計画マスタープランを立ち上げて、いろんな区民提案をいただいてという動きを始めたところでございます、そんな矢先に、地方分権一括法という地方分権の大きな流れがありまして、自治体の仕事で言いますと、恐らく都市計画の分野が多分一番一括で権限が下りてきたというのがちょうどその頃でございます。

平成12年、ちょうど私もおりましたけれども、それは本当にその審議会の条例をつくることから、権限が来るということは責任も来るということで、都市計画法の第1条からみんなで一文、一文、この言葉は何を意味するのかということ、日々物すごく勉強したということ覚えております。

そういった中で、この都市計画の本当に小さな生産緑地みたいな一つの農地の話から、地域全体の話まで非常に幅広くというのがございまして、特に今年度も整備・開発及び保全の方針とか、あるいは、今日ございます立地適正化計画ということで、これも法改正に伴って、本市初で策定するものでございますけれども、引き続き幅広い御審議をいただくということで、御協力のほどよろしくお願したいと思っております。

早速でございますが、今年7月に本市の市制100周年を迎えます。それと合わせて全国都市緑化かわさきフェアを開催するというところで、今年の秋、あるいは来年の春に開催もございますので、ぜひともそういった場所にも関わっていただけたらというふうに考えております。

簡単でございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(武藤部長)

ありがとうございます。宮崎局長につきましては、この後所用がございましたため、申し訳ございませんけれどもここで退席をさせていただきます。

(宮崎局長)

失礼します。

(武藤部長)

続きまして、川崎市都市計画審議会会長の選出について御報告いたします。

川崎市都市計画審議会では、都市計画審議会運営要領第3条におきまして、会長の任期は、委員の任期とすると定められており、前回の都市計画審議会まで会長を務めていただきました中村英夫会長が、本年4月30日で任期満了となったことから、今回新たに会長を選出することになりました。本来であれば、改選後の都市計画審議会において選挙を実施し、会長選出を行うところですが、本件につきましては、審議会より先に本小委員会が開催予定であったことから、委員皆様の同意の下、書面による選挙を実施させていただきました。

選挙の結果、委員総数の同意をもって会長は中村英夫委員に決定しておりますので、改めて御報告いたします。

また、中村会長から職務代理者として大沢昌玄委員の御指名をいただいておりますこと、大沢委員の御承諾をいただいておりますことを併せて御報告いたします。

次に、本小委員会は、川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条及び川崎市都市計画審議会運営要領第10条の規定に基づき、川崎市都市計画審議会の下に設置しており、都市計画区域の整備開発及び保全の方針、区域区分、都市開発方針等、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定及び変更に関し、必要な助言を行うことを目的とするものでございます。

小委員会に属すべき委員につきまして、川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、川崎市都市計画審議会の会長が指名することとなっており、本日配付しております名簿のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは定足数の報告をいたします。

本日は、宮下委員が定例会議システムを利用したの参加となっております。そのため、オンラインでの出席1名を含め、本日は委員総数13名のうち11名出席で、半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第3条第3項の規定により、本小委員会が成立していることを御報告いたします。

次に、当小委員会の委員長、副委員長につきましては、川崎市都市計画審議会条例施行規則第3条により、互選となっておりますが事務局からは都市計画審議会の会長である中村委員長、職務代理者である大沢委員に副委員長をお願いしてはと思っておりますが、皆様いかがでございましょうか。

—— なし ——

(武藤部長)

ありがとうございます。

では、委員長は中村委員、副委員長は大沢委員をお願いいたします。

それでは、委員長から一言御挨拶を頂戴したいと存じます。中村委員長、よろしく願いいたします。

(中村委員長)

ただいま選出いただきました当小委員会の委員長を務めます中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この小委員会、特に今日は立地適正化計画の審議ということでございますけれども、改正前に、前回から引き続き御参加いただいております委員、また今回から新しく御参加いただく委員、それぞれおられますけれども、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

この小委員会、お名前でございますように、都市計画マスタープランなどということで、先ほど説明のあった幾つかのマスタープラン系の審議をする場所でございます。本審議会の親といたしましうか、あちらのほうは比較的年明け決定とか変更について、いい悪いということを決めるだけと言ったら失礼なのですが、そういった場にならざるを得ないところがあるのですけれども、この小委員会はまさにこのマスタープランの内容をしっかりと議論できる場という形でございますので、皆様方も御協力いただきながらまとめてまいりたいと思っております。

今日、議題になりますこの立地適正化計画につきましては、もう足かけ3年、委員会としては2年になったと思っておりますけれども、議論を続けてきてございます。昨年度には、素案でないですけどたたき台のようなものを提示して意見をいただいていたという形になっておりまして、これから素案、そして成案へという大事な段階でもございます。どうぞ御審議のほうに御協力いただけますれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(武藤部長)

ありがとうございました。

それでは、会議の議長は、委員長に努めていただくこととなっておりますので、これからの進行は委員長にお願いいたします。中村委員長、よろしくお願いいたします。

(中村委員長)

承知しました。それでは、ただいまから川崎市都市計画審議会第28回都市計画マスタープラン等小委員会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元でございます議事次第に従いまして進めてまいります。なお、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第7条により、議長のほかに1名の署名人を指名することとなっておりますので、本日の議事録署名人には渡部委員にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の申出はございますか。

(山口係長)

はい。ございます。

(中村委員長)

それでは、事務局で傍聴者を入室させてください。引き続き傍聴の方がお見えになりましたら以後事務局で適宜入室をさせてください。

—— 傍聴人入室 ——

(中村委員長)

本日の議題は、立地適正化計画の策定に向けた検討についてでございます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(張戸係長)

それでは、立地適正化計画の策定に向けた検討につきまして、御説明させていただきますので、お手元のタブレット端末の「1 立地適正化計画の策定に向けた検討について」のファイルをお開きください。

本日は資料をスクリーンに映して御説明してまいりますので、スクリーンを御覧ください。またスクリーン下の中央にお手元の資料の説明ページを表示してまいります。資料右下に記載のページ番号と合わせてございますので、適宜御覧いただければと思います。

本計画の策定に向けたスケジュールでございますが、昨年10月に開催いたしました本小委員会では、検討状況の途中経過の公表に向けた資料につきまして、委員の皆様から御意見などをいただき、それらを踏まえ「計画の策定に向けた中間とりまとめ」として公表するとともに、本年1月末から2月にかけて、市民説明会を開催したところでございますが、新たな取組といたしまして、中間とりまとめの内容の説明動画を作成いたしまして、説明会での放映やYouTubeでの公開といった計画内容を市民の皆様に分かりやすくお伝えし、説明会に来ることができない場合におきましても、御自宅などから情報を得ることができるような取組を行ったところでございます。動画につきましては、市ホームページからのリンクやYouTubeで「川崎市 立地適正化」と検索いただきますと、御覧いただくことができます。

なお、前回の本小委員会でいただきました御意見などにつきましては、参考資料といたしまして、164ページにおつけしております。また市民説明会の開催結果につきましても、同様に参考資料といたしまして、165ページ以降におつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今年度につきましては、本日及び次回は7月末頃を予定しております本小委員会で委員の皆様からいただく御意見などを踏まえまして、「計画素案」を作成・公表し、パブリックコメントを実施するとともに、計画素案の説明会等を開催し、市民の皆様から御意見などをお伺いしてまいります。

その後、御意見などを反映した「計画案」につきまして、来年2月頃を予定しております都市計画審議会に諮るなど、所要の経手を経て、来年3月末頃の計画策定を目指しております。

本日は「川崎市立地適正化計画」の素案のたたき台といたしまして、資料を取りまとめさせていただきますので、概要版の資料で御説明させていただきます。

なお、資料16ページからは、計画素案たたき台の本編をおつけしておりますので、併

せて内容を御確認いただければと思います。

それでは、資料の御説明に入ります。お手元の資料では3ページでございます。なお本日は、計画の策定に向けた中間とりまとめから追加や変更を行った部分を中心に御説明させていただきます。

まず始めに、計画名でございますが、これまでの本小委員会において、「市民にとって立地適正化という単語にはなじみがないことから、サブタイトルをつけるなどしたほうが、計画内容のイメージを持ってもらいやすいのでは」といった御意見をいただいていたところでございます。

このようなことなどから、本市の立地適正化計画の基本方針である「人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた、魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり」を簡潔に表すため、今回、「持続可能で安全・安心なまちづくり」をサブタイトルとして追加いたしました。

続きまして第1章では、「計画策定の趣旨」といたしまして、「制度の目的」や「計画の位置づけ」を整理しておりまして、中間取りまとめの内容からの大きな変更はございません。

続きまして第2章では、「まちの現状・課題」を整理しておりまして、それらを踏まえ、「人口減少・少子高齢化のさらなる進展」と「自然災害リスクの高まり」の二つの課題に対して、立地適正化計画で対応していく必要性を整理しており、中間とりまとめの内容からの変更はございませんが、本市で策定しております「防災都市づくり基本計画」の考え方と整合させ、「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた計画とすることから、「自然災害リスクの高まり」に対する対策の方向性といたしまして、「被災後の都市復興に向けた事前準備の検討」を追加しております。

続きまして第3章、「立地適正化計画の基本方針」でございますが、「立地適正化計画で対応すべき二つの課題」に対し、「人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり」を行っていくことを、本市の「立地適正化計画の基本方針」としており、中間とりまとめの内容からの変更はございませんが、「防災指針」に関する「まちづくりの方針」では、「迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」や、「施策の方針」では「被災後の質の高い都市の復興を迅速かつ適切に進めるための復興事前準備の推進」といった「復興」に関する内容をそれぞれ追加しております。

続きまして第4章、「居住誘導」でございますが、これまで本小委員会において、「本市で想定している計画内容は、建築物などの規制や居住の移転など、居住誘導を大きく進める取組を行っていないことから、ふさわしい名称をつけたほうが市民や事業者にとって分かりやすいのでは」といった御意見をいただいたことなどから、市民一人ひとりの居住地の選択を促すことで、緩やかな居住の誘導を図るものとして、都市再生特別措置に基づく「居住誘導区域」については、本市独自の呼び方といたしまして「居住促進区域」という名称で位置づけていきたいと考えております。

次に計画策定後、市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域などの居住促進区域の設定に係る区域の変更が生じた場合の運用につきまして、今回新たに追加した内容を御説明させていただきます。

お手元の資料では5ページでございます。都市再生特別措置法及び都市計画運用指針において、居住促進区域に含まないこととされている「市街化調整区域等」の新規指定が発生した場合、居住促進区域の設定解除を行う必要がございます。また、市街化調整区域などの指定解除が発生した場合につきましても、原則として、居住促進区域の新規設定を行う必要がございます。これらにつきましては、市街化調整区域等の新規指定や指定解除が発生した際に、同時に居住促進区域の設定解除や新規設定をしたものとして運用していくことを検討しております。そのため今回、市街化調整区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、保安林区域、農用地区域または災害危険区域については、新規にそれらの区域に指定された場合には、居住促進区域の設定解除を、それら全ての区域が指定解除された場合には、居住促進区域の新規設定をしたものと取り扱う旨の注釈文書を記載することで、効率的、効果的な運用を図っていきたいと考えております。この内容につきましては調整中の部分もございますので、引き続き検討いたしまして、次回の小委員会で改めてお示しする予定でございます。

また居住促進区域の図面におきましても、同様の注釈文書を記載する方向で検討しております。

続きまして第5章、「都市機能誘導」でございますが、本市が想定している計画では都市機能誘導区域と誘導施設につきましては、一定程度絞り込みを行うことで、緩やかな都市機能の誘導を図っていく考えであることから、居住促進のように独自の名称は用いないことで検討しております。

また、そのほか、「都市機能誘導区域と誘導施設の設定」につきましては、中間とりまとめの内容からの変更はございません。

続きまして第6章、「防災指針」でございますが、お手元の資料では9ページでございます。市民説明会での御意見や、関連計画であります防災都市づくり基本計画の内容と整合を図るため、中間とりまとめから復興に関する内容を追加しております。「防災指針の考え方」に、防災・減災対策を行っても、大規模な自然災害が発生する可能性があることから、「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた指針とすること及び「防災・減災」と「復興」の両面から取り組むことについて、「防災指針の考え方のイメージ」を今回追加しております。

また「復興」の内容でございますが、「対象とする災害」につきましては、市域全域で被害想定調査がなされております「地震」を対象といたします。

次に「都市復興のまちづくりの基本目標と方向性」につきましては、本市の総合計画や都市計画マスタープランと整合を図りまして、「都市復興のまちづくりの基本目標」を、「安心のふるさとづくり」・「力強い産業都市づくり」としております。

また、「都市復興のまちづくりの方向性」といたしましては、(1) 災害に強い都市構造の形成を目指すこと、(2) 安全に避難できるまちを目指すこと、さらに(3) 自助・公助・共助による復興まちづくりとしております。

次に「復興事前準備」でございますが、地震被害想定調査報告書などに基づき、区単位で被害特性を基に市域を類型化し、市街地特性を加味した上で、それに対する復興対策の方向性を示すこととしております。

こちらが「被害特性の類型化と都市復興対策の方向性」を示した図でございます。お手元の資料では15ページでございます。

事例で御説明いたしますと、新百合ヶ丘駅の周辺につきましては、Aの赤枠とEのピンク色で着色されたエリアがあることから、市街地特性といたしましては、「一般市街地」でございまして、「火災延焼及び建物倒壊」と、宅盤の「造成地崩壊」による被害リスクが想定されております。このような市街地特性と被害特性を踏まえまして、ケースごとに都市復興対策の方向性を整理してございまして、アルファベットのAのエリアでは、火災延焼と建物倒壊が被害として想定される一般市街地であることから、被害が大きく、重点的かつ緊急的な都市復興対策が求められる「重点復興地区」に指定された場合には、区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成する方向性を想定しております。

また被害は中程度ながら、計画的な都市復興対策が求められる「復興促進地区」に指定された場合につきましては、既存の道路、公園などを活用した市街地再生を推進する方向性を想定しております。

続きまして第7章、「届出制度」でございますが都市再生特別措置法に基づく届出制度として、居住誘導及び都市機能誘導に関する届出を行うこと、及び本市独自の取組といたしまして、洪水浸水想定区域の計画規模浸水深3メートル以上のエリアにおきましては、防災指針に基づく届出制度を行うことにつきましては、中間とりまとめから内容の変更はございません。

続きまして第8章、「目標値・進行管理」でございますが、中間とりまとめから「章」を新たに追加しております。

初めに目標値でございますが「居住促進」、「都市機能誘導」、「防災指針」に関する指標について、都市計画運用指針や立地適正化計画の作成の手引き、他の都市の事例などを参考に、それぞれ設定に向けて調査をしているところでございますので、次回の小委員会でご改めお示しさせていただく予定でございます。

次に進行管理でございますが、本計画の計画期間は20年としておりますが、人口動態などの社会状況を踏まえまして、おおむね5年ごとに見直しの必要性を検討してまいります。

また上位計画である「川崎市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」などの改定に合わせまして、機動的に見直しの必要性を検討

してまいります。

立地適正化計画の素案たたき台の御説明は以上でございますが、最後に本計画に位置づける施策の整理につきまして御説明させていただきます。お手元の資料では少し飛びまして172ページでございます。

「居住促進」、「都市機能誘導」、「防災指針」に位置づける施策につきましては、本計画で設定した「施策の方針」ごとに整理してまいります。具体的には、国の立地適正化計画の作成の手引きを踏まえ、本計画の「施策の方針」に沿って「施策の視点」を整理しております。

例えば、居住誘導に関する施策の方針①「日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備」につきましては、立地適正化計画の作成の手引きを参考に「日常生活圏で医療、介護サービスが適切に提供される施設の配置、体制の確保」や、「将来のまちづくりを想定した公共施設の集約、再編」などを施策の視点として整理しております。

同様に、④から⑥が都市機能誘導に関する施策の方針、⑦から⑧が防災指針に関する施策の方針となり、それぞれ関連する施策の視点を整理しております。

これらの施策の視点に関係する本市の事務事業や国・県の施策を整理いたしまして、それぞれ居住促進、都市機能誘導、防災指針ごとに位置づけていく方向で取りまとめを行いまして、次回の小委員会でお示しさせていただく予定でございます。

本日の御説明は以上でございます。

(中村委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。挙手をいただく、あるいは宮下先生におかれては、声出していただくなりして意思表示していただければと思います。よろしく願いいたします。

(大澤委員)

よろしいでしょうか。

(中村委員長)

大澤仁委員、どうぞ。

(大澤委員)

どうも御説明ありがとうございます。これからの我々、意見でございますけれども、最後に御説明いただきました172ページですね。こちらでは25ページですけれども、この中の大きな箱の二つ目のところに、施策の視点ということで、居住誘導、都市機能誘導、防災指針と三つのカテゴリーが示されています。それで、立地適正化計画を進める施策でございますので、それぞれが同じ重みであるのではないか、あるいは同じように進められるのではないかというふうに思ったりもしますけれども、川崎の全体を見渡しますと、それぞれの区において、これらのカテゴリーの中身というのは区ごとに違っているのではないかというふうに思ったりもします。これを少し戻りましてオープンハウスのアンケート

の状況を168ページに見ることができるのですが、そのQ1-2というところに、住みやすさを評価するというので、各区で重視する項目の比率が書いてございます。これを俯瞰的に見ますと、各区によって少し違いがあるなというふうに理解できるわけですね。青の色は交通手段というものが充実しているかというところで、それを重んじる、ここでは例えば、中原区などは非常に高くなっております。同様に、その隣の生活に必要な施設というところもありまして、これは区によって少し違って来るわけです。こういうふうな地域の声の実態というのを見ますと、先ほどの172ページのウェイトというか、進め方というのは区ごとに若干違って来るのかなと思います。ですので、今後具体的な施策の誘導という手段になってくる中で御検討されるとは思いますが、この施策誘導の進め方について、区ごとの多少のウェイトというか、現状を見た、あるいは将来を見据えた地域づくりの将来を見据えた観点を取り入れられたらいかがでしょうかという意見でございます。

以上でございます。

(中村委員長)

どうもありがとうございます。区によっていろいろ状況も違うしということ踏まえて、そういった対応があるのではないかと、御意見かと思いますが、事務局のほう、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、事務局お願いします。

(張戸係長)

御意見、どうもありがとうございます。アンケートの結果ですとか、課題も踏まえますと、やはり川崎市、市域は狭いのですが、7区ごとに分かれておりまして、いろいろな課題が区ごとに違っていると思います。施策につきましては、基本的には川崎市の事務事業を位置づけてまいります、区ごとの計画の中に重点課題といたしまして、区ごとの課題に沿って個別に取り組んでいる事務事業がございますので、そういった点を踏まえまして、施策の整理をしていこうと思っております。どうもありがとうございます。

以上でございます。

(大澤委員)

ありがとうございました。

(中村委員長)

ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

岩山委員、お願いいたします。

(岩山委員)

商工会議所の岩山です。よろしくお願いします。

8ページに都市機能誘導区域の絵が出ておりまして、その右側のアスタリスクのところ、いわゆるこの絵の中でいうと、この川崎区の青で囲まれた臨海部の注釈が今回、明記

されているということで、この臨海部のエリアというのは居住促進区域の外だということであるのですけれども、この臨海部エリアで2号再開発促進地区だとか、あるいは整備促進地区に指定されて、そういったエリアについては今後の土地利用の計画等を踏まえて都市機能誘導区域や誘導施設を設定していくということで、今回はその辺りの計画の熟度が、恐らくまだ高まっていないので、一旦は都市機能誘導区域からは外しているという理解をしておるのですけれども、一方で、先ほどの説明でたしか10ページに、計画の進行管理ということで、今回新たに追加ということで、5年ごとに計画の見直しを図るということではあるのですが、この臨海部コンビナート、まさにこれから土地利用転換が始まっていくわけございまして、その土地利用転換の中で、例えば、都市機能誘導施設に関わるような計画の熟度が高まれば、この5年を待たずに、熟度が高まった段階で随時見直しが図られて、それで施策導入も含めて促進させていくと、そんなお考えであるのかどうかというのを確認の意味で質問させていただきます。

(中村委員長)

ありがとうございます。今のところ、進行管理のところの市のスタンスについて御質問だったかと思います。

では、事務局、お願いします。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。

進行管理につきましては、おおむね5年ごとに計画の見直し、目標値の確認などを含めて必要性を検討しますと記載しておりますけれども、都市機能誘導区域ですとか、誘導施設に何か新たな動きがあった際につきましては、それ単独だとしても改定する必要があるかどうか検討してまいりたいと考えております。特に、扇町ですとか、南渡田につきましては、一定程度動きがございまして、先週JFEですとか、また南渡田で事業者と新たな協定なども結んでおりまして、これまでも加速化して事業をやっていたのですが、さらに加速化して、検討ですとか整備が進んでくる可能性がございまして、そちらにつきましても、立地適正化計画の中で機動的に動いていければと考えております。

以上でございます。

(岩山委員)

分かりました。理解できました。ぜひ機動的によろしくをお願いします。

それとあと1点なのですが、今日説明はなかったのですが、12ページの自然災害リスクのところございまして、特に今回、自然災害リスクで同じくこの臨海部のコンビナートで、従来から見直しが図られて、この高潮の浸水区域にかなりのエリアが参入されたということでありまして、併せてこの臨海部の既成市街地に近いほうは、津波の浸水予想ということで、緑のハッチングと、それから海側のほうは高潮浸水想定区域ということで、オレンジ色のハッチングがなされているわけですが、一方で川崎区その施策の中で見ると、高潮だとか津波のところは方針として、海岸保全施設を整備していくという、

こういう方針が記載されておりまして、今この海岸保全施設というのは、この川崎区の臨海部では、いわゆる産業道路に近いところが、海岸保全施設が整備されていて、このコンビナート地区というのは海岸保全施設の外になっていると思います。したがって、今回こういう位置づけをされたということは、いわゆるその臨海コンビナートで先ほどの質問じゃないですけど、都市機能の誘導を図ってまちとして整備される段階で海岸保全施設の整備を市のほうで検討するというようなことなのかどうか、その辺の確認の質問でございます。

(中村委員長)

ありがとうございました。臨海部での特に、高潮津波に関する防災対策についての御質問だと思います。

事務局お願いします。

(張戸係長)

高潮浸水想定区域に関する御質問ありがとうございます。

昨今、見直しが行われまして、大分区域も広がっておりますでございます。範囲につきましては、今回、改定された範囲で図を書き換えているところでございます。海岸保全施設の整備につきましては従来から引き続きの方針ですとか、事業を位置づけているところでございますけれども、新たな動きがあるかですとか、あと改めて行うような施設の内容につきましても、関係部署に確認しながら位置づけていこうと思っております。詳しい内容につきましては、本日は分かりかねるところでございます。

(岩山委員)

今、明確なのは、臨海コンビナート地域というのは、海岸保全施設の外になりますので、それを今後どうしていくかということが、多分、議論の焦点になってくると思いますので、引き続きよろしく御検討のほどお願いします。

(中村委員長)

ありがとうございます。

今の話で、私も十分存じ上げないので、質問なのですが、いわゆる保全って、海岸管理者としては、港湾局になるのですかね。

多分、海岸保全施設として、今計画しているのは、もしかすると産業道路の内側かもしれないけど、今回見直されたエリアに対し、海岸管理者としてどう対応していくかという方針は、今、これから再検討するなり、何なりと、そんな状況という理解でしょうかね。

外になっているというところが、ちゃんとこれから入る見通しがあるのか、それとも何か、過去の経緯でここは別よという、何かそんな話になっているのかというところ、もし分かれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局さん。

(張戸係長)

申し訳ございません。そこまで詳しい情報を持ち合わせてございませんけれども、その

あたりも詳しく確認しながら、施策の内容を位置づけていきたいと思います。ありがとうございます。

(中村委員長)

ありがとうございます。

そうですね。都市計画で今議論をしていますけれども、関連する部局が行う施策をうまく入れ込んでやっておりますので、実際にやるのが他部局となっていると思いますが、今の例だけじゃなくて、多分ほかにもあろうかと思いますが、ぜひそういった連携をしっかりと取っていただければと思います。ありがとうございます。

そのほかに何か御質問等ございますれば、お願いいたします。

伴委員さん、お願いいたします。

(伴委員)

今年から委員になりまして、よろしくお願いいたします。私は麻生区に在住しております、ファイナンシャルプランナーで不動産取引実務がある社会福祉士として、麻生区、多摩区、北のほうを中心に高齢者の生活を支援しているという関係で、今回、委員に立候補させていただきました。この場にいるのですが、不動産側の取引実務があるということで、まあまあ詳しいというところで少し御質問させていただきますが、多摩区、麻生区は生産緑地とても多いのですけれども、その生産緑地の活用、災害時の活用とかは、どこか盛り込まれていたりとかするのですかね。知らないのですが教えてください。

(中村委員長)

生産緑地の防災時における活用といったような観点の記載はありましようかという御質問でしたが、いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

(大場課長)

もともと生産緑地の制度自体が、災害時には避難場所という位置づけで活用できるという位置づけになっておりますので、災害時には避難しても構わないというところですし、個々の生産緑地の所有者と川崎市と協定を組んでいる生産緑地もありますので、基本的には災害があった場合には、そういった活用を想定して、生産緑地に指定しているというところでございます。

(伴委員)

ありがとうございます。一部の生産緑地にそういった看板が、ここは何か避難場所ですみたいな看板が立ってはいるのは知っていますが、それが全部のところにあるわけでもなく、また地域の住人、知らないというのがあります。私はそういう目で見ているからだとは思いますが、多分知らない方が多いのではないかとこのところがあるので、そのあたり何か周知徹底なども必要なというふうに思いました。ありがとうございます。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。ただいまの件もね、防災部局との連携といったような

ことで、生かしていける話かと思しますので、御検討いただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

大沢昌玄委員さん、どうぞ。

(大沢委員)

御説明ありがとうございました。今日追加になっていました172ページのところが、確認がございます。この中で都市機能誘導の中に、都市の低炭素に向けた都市機能の集約というふうに書いてあるのですが、一応流れとしては脱炭素になっていると。一方で、まだ一応上位となるいろいろ法制度とか、多分市の低炭素ガイドラインなどが、まだ低という字を使っているのも、もしかしたら低を使っているのではないかなと思うのですが、ここは将来的には脱炭素なのですか、今は上位計画の関係で低という言葉を使っているのか、それとも上位計画もそろそろ見直すので、脱を使うのか、何かちょっとこの低なのか脱なのかということ、どちらに設定したかについてお考えをお聞かせいただければと思います。

(中村委員長)

いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。

こちらスクリーンに映しておりますが173ページでございます。こちらは国が出しております立地適正計画の作成の手引きの中に事例として載っている連携の視点でございます。一番右の表の上から三つ目の四角黒のところ、都市の低炭素化に向けた都市機能の集約化といった文言がございますので、そのまま持ってきている状況でございます。ただ一方で、川崎市では脱炭素化に向けた取組を行っておりますので、計画策定の暁には脱という言葉に移していく方向で検討しております。

以上でございます。

(大沢委員)

状況を踏まえて、低なのか、脱なのか、決めて施行していただければと思います。

(張戸係長)

承知しました。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。

このほかに、いかがでしょうか。

それでは、水庭委員さん、お願いいたします。

(水庭委員)

水庭です。9ページのところに、今回新しく追加というところの、このところで、都市のこれからさらに検討すると思うのですけれども、下のところに箱がついていて3番目

に、自助、公助、共助という話があるのですけれども、こういう順番で互助という言葉が抜けているので、前のほうのページですと互助というのと、あと共助の後に公助なのですが、ここはもう公助頑張りますというところなのか、ここの並びなどをさらに整合性を取るのか、あるいは市の方針として公助を先に持っていきますというところなのか、これからさらに復興に向けての方針ですかね、そこを考えていったほうがいいのかと思います。これはもう本当に公助を全面的にやっていくというイメージでよろしいでしょうか。

(中村委員長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局お願いします。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。今この都市復興のまちづくりの方向性の(3)自助・公助・共助による復興まちづくりというフレーズにつきましては、防災都市基本計画のフレーズそのまま持ってきております。ただ一方で、この計画が作られてから10年程度たちまして、川崎市強靱化計画ですとか、様々な防災関係、避難関係の計画がアップデートされておりますので、そのあたりとも整合を取りまして、並び替えするかどうか、何か互助などを付け加えるかなども含めて検討したいと思います。

ありがとうございます。

(水庭委員)

よろしく願いいたします。さらに検討が必要かなという思いがありました。

以上です。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。この辺りはといいましょうか、やはりだんだんアップデートされてまいりますから、ぜひ、御確認いただければと思います。よろしく願いします。

ほか、いかがでございましょうか。

佐々木委員さん、お願いいたします。

(佐々木委員)

市民委員の佐々木でございます。よろしく願いします。

まず、172ページの資料の中の、施策の方針の中の⑤なんですけれども、ここに歩きやすく居心地のよい駅前空間づくりということを書いているのですが、具体的にこの歩きやすく、居心地のよい空間というのは、資料の中の、大分戻って、都市誘導の8ページの左下の誘導施設ということで、幾つか例が挙がっているのですが、先ほどのというのは、歩きやすい空間ということと、具体的にこの誘導施設というところが、あまり結びつきが弱いような気がしますので、何かもし、そういうこと、例えばバリアフリーの歩道とか、何かいろいろなことを考えられてるのであれば、教えていただきたいと思えます。よろしく願いします。

(中村委員長)

いかがでございますか。事務局お願いします

(張戸係長)

御質問、どうもありがとうございます。

歩きやすく居心地のよい駅前空間づくりなどにつきましては、二つの要素があるかなと思っております。まず一つ目は、ウォークアブル、なるべく車などを使わずに歩いていろいろなところに移動できるようなインフラ施設の整備などが1点でございます。二つ目につきましては、この誘導施設だけには限らないのですけれども、建物施設などの、施設をつくるときにバリアフリーなどの観点も入れた上で空間づくりをしていくといった意味合いがございます。

以上でございます。

(佐々木委員)

ありがとうございます。

(中村委員長)

ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

では、伴委員さん、どうぞ。

(伴委員)

先ほどの水庭委員のほうからお話がありました、自助・公助・共助の話ですけれども、私、麻生区、多摩区で活動しております、高齢者の生活支援をしていますと、この自助・公助・共助というのは、すごく大変な今、現場になっているのです。昨年まで私、麻生福祉計画の市民委員もやっておりましたので、麻生区でどのようにこの自助・共助、あと互助ですね。あと近助という、近くの人たちで助け合うという言葉も出てきているのですけれども、すごく四苦八苦しています、地域では。なので、ここをさらっと行くのではなく、ここをどうするのか、市として、どう各区に浸透させてもらって、実際、いざというときに力が発揮できるような仕組みを市として、きちんともっとう下がって、一番、多分ここが災害のときに力になるところだと思いますので、ここをいかに市として吸い上げられるとか、力が出せるように、何度目をかけておくかというのが多分一番大事なところなのではないかと思っておりますので、ここをさらっと行くのではなく、ここを掘り下げていくような、今後のことも必要なんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

(中村委員長)

御指摘をいただきました。いかがでしょうか。

事務局、お願いいたします。

(張戸係長)

御質問どうもありがとうございます。

この立地適正化計画は、まちづくりだけではなくて、福祉関係ですとか、教育関係ですとか、そういったいろんな分野別の部署の取組を横断的に取りまとめる計画でもございます。地域包括ケアの担当部署ですとか、福祉系の部署も検討メンバーに入っておりますので、そういった部門から見た上でのこの避難の在り方ですとかも含めまして、言葉の使い方を検討していこうと思います。どうもありがとうございます。

(中村委員長)

ありがとうございました。よろしゅうございますか。

そのほかいかがでございますか。

ないようでしたら私から一つ、質問というか、5ページの資料に、居住誘導区域、こちらの計画では居住促進区域の設定の考え方の記載がございます。右側の今ちょうど映った辺りに、様々な法律等でこれは除外するといったエリアについて、途中で計画が出来上がった後に、その辺の区域が変わった場合には、それが変わったもので指定されたものとみなすみたいな、そういった運用をやっていくと、事務の効率化みたいなものも含めてやっていくという話がありました。その方針自体は私も非常に大事な視点でもありますし、よろしいと思うのですけれども、一方で、この立地適正化計画というのは、この計画に関連して、例えばこの立地促進区域の外側で、例えば一定規模以上の住宅開発をしようとする場合は、あらかじめ届出してくださいね、みたいな法律上の義務が生じてまいりますので、その区域が今の時点でどこが線ですかというのは、リアルタイムに分かるようにしてあげないといけないということだと思いますので、その辺り運用といたしますかね、窓口で、昨日別の部局で指定したのだけれども、今日行ったら実は知らなかった。ここ届出要りませんよと言ったけど、いるとかね。そういったことが起こらないように、それこそ連携ではありますけれども、そこをしっかりといただく必要があるかなと思っております。

また、正直言うと、法律上は計画を公表して都道府県にまず送ってという手続もあるので、何か中身はどこか変わったから何もしないけど変わっていますよというののもいかなものかという疑念も生じかねないかなという気もするので、そういった運用、実質的な運用面、あるいはその法律上の解釈上、大丈夫なのかというのは市庁内でもしっかりチェックをしていただきながら、あるいは実際の運用においても先ほど言ったような、事業者に不利益といいましょうかね、混乱をもたらすようなことはないようなことができるのかという面でもチェックをいただいて、進めていく必要があるかなと感じましたので、よろしくお願ひしたいと思います。御意見でございます。

そのほか何か、お気づきの点がございませつか。

(宮下委員)

宮下です。聞こえますか。

(中村委員長)

では、宮下委員、お願ひいたします。

(宮下委員)

オンラインで失礼いたします。

分からない点があつて教えていただきたいのですけれども、まずは、今回いろいろとさらに御修正加えていただきまして、かなり詳しい計画ができておりますので、その点は非常にありがとうございます。今後、具体的な施策ということを考えていかれるということですが、川崎市の特徴としては、この計画、人口が増えていく中で計画していて、この計画期間内では人口が減っていくというところが大きな特徴だと思っております。ちょっと分からない点というのが、この人口が増えているほかの都市で、具体的にどういう施策を考慮されているのかというのが、もし御存じであれば、教えていただきたいと思っております。というのは、要するに人口が増えてくる場所の施策と、人口が今後は減っていく場所では施策が当然異なってくるかと思っております。目標も当然異なってくるかと思うので、今、川崎市のように人口が増えていく中での立地適正化計画をつくられていって、どういう施策が行われているのかと、何かほかの都市の事例がもしお分かりであれば、教えていただきたいと思っております。

(中村委員長)

いかがでございますか。

事務局、お願いいたします。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。川崎市のように、この計画期間の間、一定程度は人口が増えた上でピークが過ぎはするものの、今よりも多いといった都市はなかなかないような状況でございます。増えていく部分だけの事例で言いますと、福岡市はまだ人口がしばらくは伸びていくというような状況はあるようなのですが、これといった何か有効な施策というよりは、人口が下がってきたときに、一気に下がらないですとか、緩やかに下がるような施策で手を打つというほうが現実的だというふうなお話を聞いております。

以上でございます。

(中村委員長)

宮下委員、いかがですか。

(宮下委員)

分かりました。ありがとうございます。私も不勉強なので、今後、勉強したいと思っております。そういう中で一つ気になる点として、先ほど中村委員長がおっしゃった、いわゆるどこからどこの区域が自分の地域に入るのかというのは、多分、住民の方は、御関心持っていただけると思っておりますけれども、施策となると、他市さん見ますと、いわゆる財政上、金融上、税制上の支援措置というのが恐らく絡んできまして、ここが非常に今後進めていくに当たっては、住民の方にお金の面で勉強していただければ、関心が高まるかなと思っております。

今回お答えになった171ページに実際見ますと、居住誘導地域、都市機能誘導の地域では、そのように書いていますけれども、ここら辺、財政上もしくは税制上、金融上、支

援措置まで含めてお考えになるのか、そこら辺は、今検討されていると思うのですけれども、こういうところまで含めて考えられるということで、考えてよろしいのかなど、そこら辺を確認させていただければと思います。

(中村委員長)

ありがとうございます。

この計画に基づく様々な支援誘導措置ですね。考え方確認したいと、事務局お願いします。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。まず、先ほどの人口が増えている中での施策の件で、申し訳ございません。私少し説明の仕方誤ったかもしれませんが、福岡市は、立地適正化計画をつくってはおりませんで、その中で、まだその人口が増えているので、そんな新しい施策を打っていくわけでもないので、計画策定に至っていないという意味合いで御紹介させていただいたところでございます。また、今御質問いただきました国の支援を受けて、施策ですとか、税制上の措置など、検討するかにつきましては、正直、税制上の特例措置までは今そこまで考えは想定しておりませんが、これまでも事業活用して国の補助金などいただいている事業につきましては、この計画をつくった暁には国費のかき上げですとか活用できますので、そういったものを活用しながら市の財政の軽減策は取っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(中村委員長)

ありがとうございます。宮下委員、よろしゅうございますか。

(宮下委員)

ありがとうございます。個人的な考えを申し上げておくと、恐らく人口減少に当たっては、居住誘導とか都市機能の誘導というところでこういう財政上、金融上、税制上の支援措置ということも盛り込んでいかなきゃいけない施策なのかなと思っております。ただ、今回川崎市さんの場合は、もう一つの柱で防災指針というのは非常に大きなことだと思いますので、この5年目安で考えていくということなので、その時々で、人口増えていくときと人口減っていくときでしたら、当然目標施策が変わってくるので、徐々に施策も常に考えていけたらいいのではないかなというふうに考えております。特に防災が川崎市さんは大事だと、そういうふうに感じているわけです。長くなりましたけれども、私からは以上です。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。先ほど、人口増加局面、減少局面の話、今、宮下委員、自分で答えのようなものをおっしゃっていたんですけれども、その時々でやはり重点的な対策なりも変わってくるということだったと思いますので、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

そのほかに、いかがでしょう。

吉田委員さん、お願いいたします。

(吉田委員)

横浜国大の吉田です。今年から参加させていただきます。昨年度まで、これまで検討の上でたたき台ということで出てきているので、少し分からないところもあるのでお伺いしたいのですが、今回、居住誘導に関して、居住促進区域ということで名前を、呼び方を変えるというところですけど、僕の中では、促進でもあまり変わらないような気がしているのと、居住誘導という、例えば、第4章の中で居住誘導という言葉がまずタイトルにあって、川崎市では居住促進区域と言いますよという説明があったのですが、この5ページの3番のところとかだと、居住促進に関わる施策というタイトルがついていて、その下に居住誘導の方針であるというのが何か、いろいろ使い分けが、これ果たしてうまくいっているのかなというところがありまして、何か余計に、分かりづらくなっている気がしましたので、その辺りどうするかというのを検討いただきたいなというふうに思います。

もう一つ、都市機能誘導に関して、誘導施設ということで四つ挙げられているのですが、広域拠点とか地域生活拠点という考え方で整理した場合に、果たしてこの四つだけでいいのかというところで、例えばですけども、医療施設とかそういったものは相当しないのかというところについても、御意見いただきたいと思います。

(中村委員長)

ただいま2点について御指摘、御質問いただきました。いかがですか。

事務局お願いします。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。1点目の居住誘導という名前から居住促進に変えた理由といたしましては、居住誘導を市のほうで推進していくというよりは、一定程度市の考えですとか災害リスクを示した上で、市民一人ひとりに住む場所の選択を促していくというような、緩やかに誘導していきたいという意味合いで新しい言葉を使っているところがございます。言葉の使い方が一部乱れているようなところがあるとは思いますが、計画制度としての居住誘導の考えを説明するところにつきましては、居住誘導という言葉を使っております。川崎市オリジナルの考えですとか、区域の話をする場面では、居住促進という言葉を使おうと今、区別をつけているところがございますけれども、事例御紹介いただきました5ページの居住誘導の方針である枠組みについては、再検討させていただきます。

都市機能誘導施設が、この四つでいいのかという点につきましては、例えば、医療など、市域が狭い中でも隅々まで人口が張りついているというような状況がございまして、医療ですとか、あと小さな商店などはもう幅広くちりばめられて施設が立地しているような状況でございますので、それらにつきましては身近な生活レベルの位置にそのまま集約せずに、あってもいいのかなと考えております。

この四つの施設につきましては、今現状でも一定程度の都市機能誘導区域の中に立地しているような状況もございますので、新たに立地するという場面も想定はされますけれども、どちらかというところ、出ていかないような考えで都市機能誘導施設を設置しているところがございます。

以上でございます。

(吉田委員)

分かりました。ありがとうございます。言葉の定義というところもよく分かったので、一部、多分混同してしまいそうな使い方されているところがあると思いますので、いま一度精査いただきたいと思います。

(中村委員長)

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、御質問ある方、それでは、渡部委員さん、どうぞお願いします。

(渡部委員)

川崎地域連合の渡部です。御説明ありがとうございます。防災指針で1点御質問というか、こここのところの近年の自然災害の多発、激甚災害も多く発生をしております、今朝も能登半島でまたありましたけれども、能登半島もなかなか瓦礫の撤去が非常に進まない状況でありますし、ボランティアも熊本地震の半分程度な状況にあるようであります、いかに復興に向けた取組というのは非常に重要というふうに思います。

これまでも阪神・淡路大震災なり、東日本大震災なり、熊本なり、大きな地震がありましたけれども、何か、その都度対応が、国と県と市というか、対応がまちまちというか、その教訓が生かされていないと感じているのですが、個人的には。これまでの震災を受けました教訓をいかにこの方針に反映していくというのも重要だろうというふうに思います。そんな点を生かされているかどうかも含めまして、御質問をさせていただきたいと思いません。

以上であります。

(中村委員長)

ありがとうございます。いかがでございましょうか。

事務局どうぞ。

(張戸係長)

御質問ありがとうございます。

地震のたびに、いろいろ国の動き方も変わってきてまいりまして、例えば、熊本ですとか中越地震のときは、自治体からの要請がないと物資を送らなかったような動きがございましたけれども、今現状プッシュ型といまして、要請がなくてもどんどん国のほうから、それがいいのか悪いのかというのはまた検証があるのでしょうか、どんどん物資などを送るといというのは、例えば一つの事例ですと、動きが変わってきてございます。そのような国の動きも踏まえまして、県ですとか、市の防災関係の計画も改定されておりますの

で、そのような動きもしっかり捉えながら、今回の計画案を策定しようと思います。ありがとうございます。

(渡部委員)

ありがとうございました。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。

ほかはよろしゅうございますか。

それでは、おおむね出尽くしたようでございます。今日、多くの資料が後ろのほうについてございますので、会議終了後等でまたお気づきの点がございましたら、別途事務局のほうに御連絡をいただくと、そういった扱いにさせていただければと思いますけれども、事務局、そんなふうでよろしゅうございましょうか。

事務局どうぞ。

(大場課長)

本日の内容につきましては、だいぶ資料が多いので、後日、メールもしくはFAXでいただければ反映したいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。内容につきましては、委員長と相談させていただきながら取りまとめていきたいと思っております。

先ほど少し宿題になっておりました高潮の関係も、検討状況分かればメール等で御報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

(中村委員長)

それでは、ただいまのような形で委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。そして、何かあった場合の対応については、私と事務局のほうに御一任いただくという形でお願ひできればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は以上ということでございますので、小委員会につきましては本日はこれで閉会といたします。進行のほうを事務局にお返しいたします。

(武藤部長)

皆様、お疲れさまでございました。また、各分野の方々から様々な御指摘等をいただきましてありがとうございます。いただいた皆様の御意見を踏まえながら、先ほど人口減少の話もありましたけれども、まだまだ川崎市の人口が伸びる中での計画策定にもなりますし、川崎版の立地適正化計画、首都圏でまだあまり策定されていないのですね。そういった意味では、国とも今までお話をさせていただいているのですが、国も、私どもの計画については、議論させていただきながら、よりよいものというお話をいただいておりますので、また皆さんからの御指摘を踏まえて、よりよいものを策定していきたいと思っております。

事務局から事務連絡がございます。今後の予定についてでございますけれども、改正後最初の都市計画審議会につきましては、7月末頃の開催を予定してございます。また、当

小委員会の次回の開催につきましても7月末頃の開催予定の都市計画審議会の後に開催予定でございます。詳細が決まりましたら改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今年度につきましては、委員の改選がありましたことから、今期に川崎市都市計画審議会で諮問を予定している案件を中心とした現場視察会の開催を審議会前に予定してございますので、御参加いただきたいと存じます。こちらにつきましても詳細が決まりましたら改めて御連絡させていただきます。

事務連絡については、以上でございます。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。